



# 山形県公報

平成19年2月2日(金)  
第1812号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                        |                     |    |
|------------------------|---------------------|----|
| 有害図書類の指定.....          | (女性青少年政策室)...       | 92 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定..... | (健康福祉企画課)...        | 93 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定..... | (同)...              | 同  |
| 道路の区域の変更.....          | (村山総合支庁西村山総務建築課)... | 94 |
| 同.....                 | (最上総合支庁建設総務課)...    | 同  |
| 同.....                 | (同)...              | 同  |
| 開発行為に関する工事の完了.....     | (村山総合支庁建築課)...      | 95 |
| 同.....                 | (同)...              | 同  |
| 県証紙売りさばき人の指定.....      | (出納局)...            | 同  |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則..... | 同 |
|----------------------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 政治団体の設立.....          | 97  |
| 政治団体の届出事項の異動.....     | 98  |
| 政治団体の解散.....          | 100 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....    | 101 |
| 同.....                | 103 |
| 資金管理団体の指定.....        | 107 |
| 資金管理団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 資金管理団体の指定の取消.....     | 同   |
| 資金管理団体でなくなった旨の届出..... | 108 |

### 公 告

|                           |                  |     |
|---------------------------|------------------|-----|
| 特定営利活動法人の設立の認証の申請.....    | (村山総合支庁企画振興課)... | 同   |
| 同.....                    | (同)...           | 同   |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課)... | 109 |
| 同.....                    | (同)...           | 同   |

## 告 示

山形県告示第89号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

( 図 書 )

| 指定<br>番号 | 題 名                   | 図書コード等      | 発 行 所 等       | 指定の理由                               |
|----------|-----------------------|-------------|---------------|-------------------------------------|
| 8519     | ラブごめ!                 | 50169 - 88  | (株) 双 葉 社     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8520     | 魔法の萌エリスト リリカル リリンカ    | 52121 - 45  | (株) フロム出版     |                                     |
| 8521     | 本当にあったHな体験教えます        | 50437 - 78  | (株) リ イ ド 社   |                                     |
| 8522     | 僕だけの女教師               | 51426 - 75  | (株) 松 文 館     |                                     |
| 8523     | マガジン・バン! 2月号          | 18385 - 02  | (株) マガジンマガジン  |                                     |
| 8524     | マドンナハウス 2月号           | 08357 - 02  | 若 生 出 版 (株)   |                                     |
| 8525     | 漫画ローレンス 2月号増刊         | 18388 - 2/1 | (株) 綜 合 図 書   |                                     |
| 8526     | @本当!!浮気妻のH話 2月号       | 11495 - 02  | (株) バウハウス     |                                     |
| 8527     | ケータイ バンディッツ 2/20増刊    | 13320 - 2   | ミリオン出版(株)     |                                     |
| 8528     | レディース・コミック微熱 2月号      | 09663 - 2   | セ ブ ン 新 社     |                                     |
| 8529     | レディースコミック・タブー 2月号     | 19673 - 02  | 三 和 出 版 (株)   |                                     |
| 8530     | 結婚ミステリー 2月号増刊         | 03512 - 02  | 曙 出 版 (株)     |                                     |
| 8531     | 微熱SUPERデラックス 2月号      | 07689 - 2   | セ ブ ン 新 社     |                                     |
| 8532     | 秘女の事件簿                | 50523 - 76  | (株) 芳 文 社     |                                     |
| 8533     | 愛の体験スペシャルDX 2月号       | 11585 - 2   | (株) 竹 書 房     |                                     |
| 8534     | かんなの水魚                | 57612 - 51  | (株) 竹 書 房     |                                     |
| 8535     | ふたりエッチ ザ・チョイスどきどき初体験編 | 67503 - 97  | (株) 白 泉 社     |                                     |
| 8536     | 絶対恋愛Sweet 2月号         | 15557 - 2   | (株) 笠 倉 出 版 社 |                                     |
| 8537     | 天使のマシュマロ              | 50027 - 01  | (株) 少 年 画 報 社 |                                     |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定(包括指定)に該当する有害な図書類(図書)

| 番号 | 題 名                 | 図書コード等     | 発 行 所 等  |
|----|---------------------|------------|----------|
| 1  | リアル・ホーネット 愛欲絶倫      | 67786 - 08 | 富士美出版(株) |
| 2  | コミックアムール2月号         | 03801 - 02 | (株)サン出版  |
| 3  | エロエロオリエンタル magazine | 不 明        | MY出版     |

(録画テープ等)

| 番号 | 題 名       | 区 分 | 発 行 所 等 |
|----|-----------|-----|---------|
| 1  | 変態M痴女     | DVD | エスベリア   |
| 2  | 無印人妻 冬の陣! | DVD | スピン・オフ  |

山形県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地  | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|----------------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ東根中央店  | 東根市一本木土地区画整理地内33街区3番 | 平成19. 1. 4 |

山形県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類 | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|--------------------------|---------------------|------------|
| 指定短期入所生活介護事業所 愛日荘 | 介護予防短期入所生活介護             | 山形市大字妙見寺4番地         | 平成18.11.27 |
| 指定訪問介護事業所 愛日荘     | 介護予防訪問介護                 | 同                   | 同          |
| 指定通所介護事業所 愛日荘     | 介護予防通所介護                 | 同                   | 同          |
| デイサービスきらら         | 介護予防通所介護                 | 米沢市徳町4番26号          | 同 12. 1    |
| デイサービスセンターおさなぎ    | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 東根市中島通り一丁目25号       | 同 12.21    |

## 山形県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成19年2月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|-------------------------|---|------|----------|-----------|
| 西村山郡朝日町大字和合字北又2682番11から |   | 旧    | 36.2メートル | 1,012メートル |
| 同 大字馬神字昭和新田299番1まで      |   |      | 5.9      |           |
| 同                       | 上 | 新    | 64.5メートル | 907メートル   |
| 同                       | 上 |      | 17.4     |           |
| 同                       | 上 | 新    | 64.5メートル | 同上        |
|                         |   |      | 17.4     |           |

## 山形県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土内五日町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|---|------|----------|--------|
| 新庄市大字萩野字仁田山261番17から |   | 旧    | 30.4メートル | 84メートル |
| 同 3032番9まで          |   |      | 13.0     |        |
| 同                   | 上 | 新    | 22.4メートル | 同上     |
| 同                   | 上 |      | 6.8      |        |

## 山形県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土内五日町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------------|---|------|----------|---------|
| 新庄市大字萩野字小以良川7096番1から |   | 旧    | 20.0メートル | 504メートル |
| 同 字萩野794番5まで         |   |      | 12.0     |         |
| 同                    | 上 | 新    | 17.4メートル | 同上      |
| 同                    | 上 |      | 12.0     |         |

## 山形県告示第95号

次の開発行為は、完了した。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年11月6日 指令村総建第5015号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字赤坂9053番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡中山町大字長崎2320番地の3  
株式会社 松田商店

## 山形県告示第96号

次の開発行為は、完了した。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年10月27日 指令村総建第5014号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字新町224番8、224番9
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市北町四丁目3番32号  
有限会社 服部不動産

## 山形県告示第97号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名       | 住 所           | 売りさばき所の所在地        | 指 定 年 月 日  |
|-----------|---------------|-------------------|------------|
| 佐 藤 良 三 郎 | 寒河江市南町一丁目3番6号 | 寒河江市大字寒河江字横道56番地3 | 平成19. 1.25 |

**教育委員会関係****規 則**

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成19年2月2日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第1号

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会等に係る手続等(法令又は条例等(条例及び教育委員会規則をいう。以下同じ。))に基づくもの以外のものを含む。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。)で使用される用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育委員会等 教育委員会又はこれに置かれる機関をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの(教育委員会等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。)をいう。

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

ニ 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、教育長が適当と認めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他教育委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(教育長が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。)から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項(前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。)を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち教育長が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして教育長が定めるものを行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 第1項の申請等を行う者は、第6条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち教育長が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書面等の提出を省略することができる。

6 教育委員会等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 教育委員会等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 教育委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、教育委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 教育委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他教育委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による作成等)

第5条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で教育長が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第7条 教育委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

2 教育委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|--------------------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 置賜向上会              | 渋間佳寿美  | 渋間友香理    | 米沢市大字川井2362     | 平成<br>18.11.13 |
| 山形向上会              | 渋間佳寿美  | 渋間友香理    | 米沢市大字川井2362     | 同              |
| 米沢向上会              | 渋間佳寿美  | 渋間友香理    | 米沢市大字川井2362     | 同              |
| 長南まこと後援会           | 海藤栄一   | 森正秀      | 村山市大字櫛山4600-308 | 同<br>11.22     |
| さがえをもっと!もっと!元気にする会 | 鈴木茂夫   | 楳津朋子     | 寒河江市内ノ袋1丁目7番10号 | 同<br>11.24     |
| 島軒純一後援会            | 島軒隆一   | 佐藤元      | 米沢市大字長手316      | 同<br>11.27     |

|                |        |       |                     |              |
|----------------|--------|-------|---------------------|--------------|
| 杉沼孝司後援(励ます)会   | 杉沼孝司   | 鈴木新一  | 寒河江市大字寒河江字塩水58-6    | 同<br>18.12.1 |
| 国井輝明を育てる会      | 国井正美   | 安食秀樹  | 寒河江市大字西根字宝1775      | 同<br>12.7    |
| 元気な大石田をつくる会    | 二藤部兵次郎 | 熊谷富太郎 | 北村山郡大石田町大字大石田丁70-3  | 同<br>12.8    |
| 佐藤のぶあき酒田・飽海後援会 | 佐藤弘    | 斎藤忠信  | 酒田市ゆたか一丁目1番地の1      | 同<br>12.13   |
| 海老名悟後援会        | 羽生吉弘   | 海老名祐子 | 米沢市門東町二丁目3番46号      | 同<br>12.15   |
| 渋間佳寿美後援会       | 渋間佳寿美  | 渋間友香理 | 米沢市大字川井2362         | 同            |
| 志田英紀羽黒後援会      | 丸山幸一   | 丸山英一  | 鶴岡市羽黒町荒川字荒泉橋12      | 同<br>12.25   |
| 佐藤のぶあき山形後援会    | 升川修    | 真壁信政  | 山形市あさひ町18番25号       | 同<br>12.26   |
| 佐藤広幸後援会        | 佐藤勝信   | 佐藤広幸  | 最上郡舟形町舟形116         | 同            |
| くまた洋勝後援会       | 大瀧慶一   | 熊田元   | 東田川郡三川町大字東沼字興屋下37番地 | 平成<br>19.1.9 |
| 菅野修一を育む会       | 小林幸吉   | 菅野磨   | 尾花沢市大字六沢228         | 同<br>1.11    |
| 宏和会            | 寒河江宏一  | 佐藤忠一  | 最上郡金山町大字金山623-21    | 同<br>1.12    |
| 自立のまちづくりの会     | 志田徳久   | 菅原弘行  | 東田川郡三川町大字土口字村中123   | 同            |
| 矢吹えいしゅう後援会     | 矢吹栄修   | 矢吹海慶  | 天童市小路2丁目4番34号       | 同            |
| 小野昭男後援会        | 小野昭男   | 小野ヨシ子 | 最上郡大蔵村大字合海42        | 同<br>1.15    |
| 川口みちのり後援会      | 大場信郎   | 斉藤豊   | 山形市富の中3-6-23        | 同            |
| 幸い会            | 佐藤広幸   | 佐藤勝信  | 最上郡舟形町舟形116         | 同<br>1.18    |

## 山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称    | 異動事項  | 内 容     |       | 届出年月日          |
|------------|-------|---------|-------|----------------|
|            |       | 新       | 旧     |                |
| 社会民主党西村山支部 | 代 表 者 | 松 田 敏 男 | 内 藤 明 | 平成<br>18.11.30 |



|                   |            |           |              |            |
|-------------------|------------|-----------|--------------|------------|
| 自由民主党山形県山形市第二支部   | 主たる事務所の所在地 | 山形市芳野16番  | 山形市花楮2丁目2番1号 | 同<br>12.4  |
| 自由民主党山形県ときわ会支部    | 会計責任者      | 小 端 晋 一   | 安 孫 子 富 太    | 同<br>12.6  |
| 民主党山形県第1区総支部      | 会計責任者      | 吉 田 あ い 子 | 木 村 昌 夫      | 同<br>12.11 |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部 | 会計責任者      | 佐々木 雄一郎   | 和 嶋 未 希      | 同<br>12.13 |
| 民主党山形県総支部連合会      | 会計責任者      | 佐々木 雄一郎   | 和 嶋 未 希      | 同<br>12.13 |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称        | 異動事項       | 内 容             |              | 届出年月日          |
|----------------|------------|-----------------|--------------|----------------|
|                |            | 新               | 旧            |                |
| うめつ博士後援会       | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市内ノ袋1丁目7番10号 | 寒河江市大字宮内78番地 | 平成<br>18.11.17 |
| 金子一郎後援会        | 代 表 者      | 渡 部 和 男         | 保 科 健 一      | 同<br>11.21     |
| うめつ博士後援会       | 会計責任者      | 榎 津 朋 子         | 大 場 栄 一      | 同<br>11.24     |
| 阿部昇司後援会        | 代 表 者      | 井 上 馨           | 斎 藤 弘 道      | 同<br>12.1      |
|                | 会計責任者      | 丸 山 鎮           | 渡 部 喜 久 男    |                |
| 今井えいき後援会       | 主たる事務所の所在地 | 山形市芳野16番        | 山形市花楮2丁目2番1号 | 同              |
| 21世紀政経懇話会      | 会計責任者      | 吉 田 あ い 子       | 木 村 昌 夫      | 同<br>12.11     |
| 山田としお山形県後援会    | 代 表 者      | 山 村 達 也         | 遠 藤 芳 雄      | 同              |
| 舟山やすえを支援する会    | 会計責任者      | 佐々木 雄一郎         | 和 嶋 未 希      | 同<br>12.13     |
| 新政クラブ          | 政治団体の名称    | 新 政 ク ラ ブ       | 平 政 の 会      | 同<br>12.14     |
|                | 代 表 者      | 神 尾 幸           | 本 城 昭 一      |                |
| 長谷川元後援会        | 代 表 者      | 高 橋 栄 一         | 大 石 正        | 同<br>12.15     |
|                | 会計責任者      | 工 藤 孝 昭         | 三 好 眞 理 子    |                |
| 育 裕 会          | 主たる事務所の所在地 | 長井市四ツ谷二丁目3719-4 | 長井市舟場5-14    | 同<br>12.20     |
| 市民がまんなか元気な長井の会 | 主たる事務所の所在地 | 長井市四ツ谷二丁目3719-4 | 長井市舟場5-14    | 同              |
| 米沢建設関連懇話会      | 代 表 者      | 大 竹 孝 一         | 佐 藤 猛        | 同              |

|          |            |               |                 |                |
|----------|------------|---------------|-----------------|----------------|
| はらだまき後援会 | 会計責任者      | 阿部正一          | 佐藤彰             | 同<br>12.25     |
| 鹿野道彦後援会  | 会計責任者      | 吉田あい子         | 木村昌夫            | 同<br>12.26     |
| 鳥海茂太後援会  | 会計責任者      | 鳥海隼夫          | 由井三郎            | 同              |
| 弘山会連合会   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎5丁目6の58 | 酒田市亀ヶ崎4丁目5の64   | 同<br>12.27     |
| 菅原元後援会   | 代表者        | 難波玉記          | 松平久和            | 同<br>12.28     |
|          | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市三千刈字藤掛105  | 鶴岡市馬渡字道西191     |                |
| 加藤正美後援会  | 主たる事務所の所在地 | 最上郡大蔵村大字合海833 | 最上郡大蔵村大字合海836の1 | 平成<br>19. 1.15 |
|          | 代表者        | 加藤正美          | 加藤東三郎           |                |

## 山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|------------|--------------|---------------|
| いしい秀夫後援会   | 解散           | 平成18. 9.10    |
| 小林達夫後援会    | 解散           | 同 11.22       |
| たかはし秀治後援会  | 解散           | 同 11.29       |
| たざわたみや後援会  | 解散           | 同 12. 8       |
| 能登山幸喜後援会   | 解散           | 同 12.20       |
| 長井みのりの会    | 解散           | 同 12.22       |
| 阿部昭吾後援会    | 解散           | 同 12.23       |
| 草の根民主政治研究会 | 解散           | 同 12.23       |
| 出資組合福祉会館   | 解散           | 同 12.23       |
| 緑会社会政策運動   | 解散           | 同 12.23       |
| 鹿野道彦後援会    | 解散           | 同 12.26       |

|           |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 斎藤えつろう後援会 | 解 散 | 同 12.26 |
| 洋山会       | 解 散 | 同 12.26 |

## 山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年2月2日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 明日の高島・川西を築く新風まほろば | 正和会      | いがらし昭市郎後援会 | いがらし昭市郎を励ます会 |
|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--------------|
| 報告年月日                            | 18.12.25          | 18.12.26 | 19.1.16    | 19.1.16      |
| 収入総額                             | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 前年繰越額                            | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 本年収入額                            | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 支出総額                             | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 本年収入の内訳                          |                   |          |            |              |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                   |          |            |              |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                   |          |            |              |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                   |          |            |              |
| 政党匿名寄附                           |                   |          |            |              |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                   |          |            |              |
| 交付金収入                            |                   |          |            |              |
| 借入金(内訳別掲)                        |                   |          |            |              |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                   |          |            |              |
| 支出の内訳                            |                   |          |            |              |
| 経常経費                             | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 人件費                              |                   |          |            |              |
| 光熱水費                             |                   |          |            |              |
| 備品・消耗品費                          |                   |          |            |              |
| 事務所費                             |                   |          |            |              |
| 政治活動費                            | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 組織活動費                            |                   |          |            |              |
| 選挙関係費                            |                   |          |            |              |
| 事業費                              | 0                 | 0        | 0          | 0            |
| 機関紙発行事業費                         |                   |          |            |              |
| 宣伝事業費                            |                   |          |            |              |
| パーティー事業費                         |                   |          |            |              |
| その他の事業費                          |                   |          |            |              |
| 調査研究費                            |                   |          |            |              |
| 寄附・交付金                           |                   |          |            |              |
| その他の経費                           |                   |          |            |              |
| 資産等の有無                           | 無                 | 無        | 無          | 無            |

## 明日の高島・川西を築く新風まほろば

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

直島 義友

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 洋山会      | たかはし秀治後援会 | 小林達夫後援会 | たざわたみや後援会 |
|----------------------------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 報告年月日                            | 18.12.26 | 18.11.29  | 18.12.4 | 18.12.8   |
| 収入総額                             | 0        | 63,625    | 32,981  | 4,500     |
| 前年繰越額                            | 0        | 63,625    | 81      | 4,500     |
| 本年収入額                            | 0        | 0         | 32,900  | 0         |
| 支出総額                             | 0        | 0         | 32,981  | 0         |
| 本年収入の内訳                          |          |           |         |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |           |         |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0         | 32,900  | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |           | 32,900  |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |           |         |           |
| 政党匿名寄附                           |          |           |         |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |           |         |           |
| 交付金収入                            |          |           |         |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |           |         |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |           |         |           |
| 支出の内訳                            |          |           |         |           |
| 経常経費                             | 0        | 0         | 12,400  | 0         |
| 人件費                              |          |           |         |           |
| 光熱水費                             |          |           | 2,400   |           |
| 備品・消耗品費                          |          |           |         |           |
| 事務所費                             |          |           | 10,000  |           |
| 政治活動費                            | 0        | 0         | 20,581  | 0         |
| 組織活動費                            |          |           | 20,581  |           |
| 選挙関係費                            |          |           |         |           |
| 事業費                              | 0        | 0         | 0       | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |          |           |         |           |
| 宣伝事業費                            |          |           |         |           |
| パーティー事業費                         |          |           |         |           |
| その他の事業費                          |          |           |         |           |
| 調査研究費                            |          |           |         |           |
| 寄附・交付金                           |          |           |         |           |
| その他の経費                           |          |           |         |           |
| 資産等の有無                           | 無        | 無         | 無       | 無         |

単位：円

| 政治団体の名称                          | いしい秀夫後援会 | 長井みのりの会   | 鹿野道彦後援会  | 阿部昭吾後援会  |
|----------------------------------|----------|-----------|----------|----------|
| 報告年月日                            | 18.12.14 | 18.12.22  | 18.12.26 | 18.12.27 |
| 収入総額                             | 0        | 1,500,000 | 0        | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 本年収入額                            | 0        | 1,500,000 | 0        | 0        |
| 支出総額                             | 0        | 1,402,988 | 0        | 0        |
| 本年収入の内訳                          |          |           |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |           |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 1,500,000 | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          | 1,500,000 |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |           |          |          |
| 政党匿名寄附                           |          |           |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |           |          |          |
| 交付金収入                            |          |           |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |           |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |           |          |          |
| 支出の内訳                            |          |           |          |          |
| 経常経費                             | 0        | 347,730   | 0        | 0        |
| 人件費                              |          |           |          |          |
| 光熱水費                             |          | 63,064    |          |          |
| 備品・消耗品費                          |          | 108,520   |          |          |
| 事務所費                             |          | 176,146   |          |          |
| 政治活動費                            | 0        | 1,055,258 |          | 0        |
| 組織活動費                            |          |           |          |          |
| 選挙関係費                            |          |           |          |          |
| 事業費                              | 0        | 0         |          | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |           |          |          |
| 宣伝事業費                            |          |           |          |          |
| パーティー事業費                         |          |           |          |          |
| その他の事業費                          |          |           |          |          |
| 調査研究費                            |          |           |          |          |
| 寄附・交付金                           |          |           |          |          |
| その他の経費                           |          | 1,055,258 |          |          |
| 資産等の有無                           | 無        | 無         | 無        | 無        |

単位：円

| 政治団体の名称                     | 草の根民主政治研究会 | 出資組合福祉会館 | 能登山幸喜後援会 | 緑会社会政策運動 |
|-----------------------------|------------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                       | 18.12.27   | 18.12.27 | 18.12.27 | 18.12.27 |
| 収入総額                        | 0          | 0        | 22,183   | 0        |
| 前年繰越額                       | 0          | 0        | 22,183   | 0        |
| 本年收入額                       | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                        | 0          | 0        | 22,183   | 0        |
| 本年收入の内訳                     |            |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |            |          |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |            |          |          |          |
| 団体分                         |            |          |          |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |            |          |          |          |
| 政党匿名寄附                      |            |          |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |            |          |          |          |
| 交付金収入                       |            |          |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |            |          |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |            |          |          |          |
| 支出の内訳                       |            |          |          |          |
| 経常経費                        | 0          | 0        | 22,183   | 0        |
| 人件費                         |            |          |          |          |
| 光熱水費                        |            |          |          |          |
| 備品・消耗品費                     |            |          |          |          |
| 事務所費                        |            |          | 22,183   |          |
| 政治活動費                       | 0          |          | 0        | 0        |
| 組織活動費                       |            |          |          |          |
| 選挙関係費                       |            |          |          |          |
| 事業費                         | 0          |          | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |            |          |          |          |
| 宣伝事業費                       |            |          |          |          |
| パーティー事業費                    |            |          |          |          |
| その他の事業費                     |            |          |          |          |
| 調査研究費                       |            |          |          |          |
| 寄附・交付金                      |            |          |          |          |
| その他の経費                      |            |          |          |          |
| 資産等の有無                      | 無          | 無        | 無        | 無        |

単位：円

| 政治団体の名称                                  | 斎藤えつろう後援会 |
|------------------------------------------|-----------|
| 報告年月日                                    | 19. 1.11  |
| 収入総額                                     | 0         |
| 前年繰越額                                    | 0         |
| 本年収入額                                    | 0         |
| 支出総額                                     | 0         |
| 本年収入の内訳                                  |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |           |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあつせんに係るもの)         |           |
| 政党匿名寄附                                   |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |
| 交付金収入                                    |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |
| 支出の内訳                                    |           |
| 経常経費                                     | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |
| 政治活動費                                    | 0         |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |
| 資産等の有無                                   | 無         |

洋 山 会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

松 沢 洋 一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

長井みのりの会

寄附の内訳

(個人分)



|           |            |        |
|-----------|------------|--------|
| 寄附者の氏名・名称 | 金額         | 住所・所在地 |
| 飯澤三郎      | 1,500,000円 | 長井市    |

## 山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
|--------|----------|--------------|------------------|--------|-----------|
| 杉沼孝司   | 寒河江市議会議員 | 杉沼孝司後援(励ます)会 | 寒河江市大字寒河江字塩水58-6 | 杉沼孝司   | 平成18.12.1 |
| 寒河江宏一  | 金山町議会議員  | 宏和会          | 最上郡金山町大字金山623-21 | 寒河江宏一  | 平成19.1.12 |
| 佐藤広幸   | 舟形町議会議員  | 幸い会          | 最上郡舟形町舟形116      | 佐藤広幸   | 同 1.18    |

## 山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項       | 内容       |              |
|-----------|---------|------------|----------|--------------|
|           |         |            | 新        | 旧            |
| 今井栄喜      | 山形県議会議員 | 主たる事務所の所在地 | 山形市芳野16番 | 山形市花楸2丁目2番1号 |

## 山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 松沢洋一      | 洋山会       | 平成18.12.26 |

## 山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年2月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 届出年月日      |
|-----------|-----------|------------|
| 石井 秀夫     | いしい秀夫後援会  | 平成18.12.14 |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年2月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 まちづくり山形
  - (2) 代表者の氏名  
村中 秀郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市七日町二丁目7番10号 ナナビーンズ4階 山形インキュベートオフィス内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民の参画と協働による市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関わる知識や手法の普及啓発、その活動に関する相談や研修、調査・企画・研究や政策提言、情報の提供、人同士、組織間の交流促進などの事業を推進し、これらの活動を展開することにより市民、企業、行政、などが参画・協働し、それぞれの責任を果たす市民社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年2月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 子育て支援天の童
  - (2) 代表者の氏名  
奥山 正一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市泉町一丁目6番2号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、少子化社会が進展する中、安心して子どもを生み育てられ、健やかに成長できる地域づくりを

進めるため、地域の子育て支援事業を通して、安心して就労し、仕事と育児の両立支援ができ、幅広い交流を通して、すべての子どもと親が生き生きと心身ともに豊かで健全に暮らせるような社会をつくることを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 わいわい・かんとりー
  - (2) 代表者の氏名  
関根 信明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町大字吉出字石動6番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、自立及び社会参加を支援し、地域生活が円滑に出来るよう、障害者福祉の増進を目的とし、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成19年2月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 遊佐鳥海観光協会
  - (2) 代表者の氏名  
庄司 茂正
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町菅里字菅野308の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、秀峰鳥海山とその恵みによって形成される数多の観光資源を有する遊佐町を訪れる観光客と、それに関わる活動に従事する団体及び個人に対して利便を提供すると共に、提携する各地域、団体との交流をすすめ、併せて町内より産する各種物産の開発と販売促進に関する事業を行い、交流人口の拡大とそれによる遊佐町観光事業の活性化に寄与することを目的とする。

平成19年2月2日印刷  
平成19年2月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056